

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20・1
TEL (06) 63383・2211
FAX (06) 63382・8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

参院選に向け要求運動を強めよう

3月31日に参議院より修正を受けて回付された予算案が衆議院で可決され、令和7年度の政府予算が成立しました。今回、衆議院に回付されて成立する憲政史上初めての事態になった原因は、昨年11月に浮上した高額療養費の改悪案です。がんや難病患者の団体や医師の団体が署名運動や記者会見で世論を動かした結果、石破首相は改悪案を取り下げ再検討としました。諦めずに粘り強く運動をつづけた成果です。再検討から凍結に追い込む運動に連帯しましょう。

今回の通常国会は昨年の衆議院選挙で自民公明を過半数割れに追い込み、石破政権は少数与党での政権運営を強いられ予算成立が厳しい状況でした。野党が一致すれば高額療養費の問題だけでなく、消費税減税や選択的夫婦別姓など国民の要求を実現できる機会でした。しかし日本維新の会は高校授業料無償化と現役世代の保険料負担軽減の一部の公約実現と引き換えに予算案への賛成を同意、自公維3党の可決で成立しました。また維新はその財源として医療費を年間4兆円削減する案を提示しました。そもそも税はくらし、社会保障と福祉を優先に使うべきであり、財源の付け替えで高齢者と現役世代の間で摩擦を起こさせる手法はあつてはなりません。また国民民主党は所得税の課税最低限である103万円を160万円まで引き上げさせましたが、引き換えに企業団体献金の存続を同意しました。昨年の衆議選の最大の争点であり少数与党に追い込んだ政治とカネの問題であり、国民世論に背くものです。この7月には参議院選挙が行われます。消費税減税や物価高対策など私たちの要求を実現する選挙にしましょう。

全商連共済会の見舞金・祝金

全商連共済会に加入されている方で前年4月1日以降に満75歳を迎えられた方は、4月1日より加入区分がRに変更されます。給付内容をご確認ください。民商共済会が目配り気配り心配りで運営していますが、入院等で給付請求していただけたなどがあれば、ご連絡ください。

		㊦満15歳以上 満64歳以下の 新規加入者	㊭満65歳を過ぎて新 規加入した 民商会員と その配偶者	㊲満75歳以上の 民商会員と その配偶者
入院 (連続3日以上)	短期入院 見舞金	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (30日まで)
	短期入院 休業見舞金	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (60日まで)	1,500円/日 (30日まで)
	長期入院 見舞金	1,500円/日 (61～120日)	なし	なし
	長期入院 休業見舞金	1,500円/日 (61～120日)		
安静加療 見舞金		1年1回 5000円 医師の指示を受け2週間以上安静		
結婚祝金		20,000円		
出産祝金		20,000円	なし	なし
長寿祝金		50,000円	なし	なし
死亡弔慰	死亡弔慰	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
	死亡退会 慰労金	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
高度障害	高度障害 見舞金	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
	高度障害 療養見舞金	10万円 加入3年以内 25,000円 但し災害事由は10万円	25,000円	15,000円
火災見舞金		全焼10万円、全焼以外5万円		

基礎控除・給与所得控除が引上げに

所得税の基礎控除が58万円に、給与所得控除が65万円に引上げられます。また給与収入年間200万円（所得132万円）以下では基礎控除が95万円引き上げられます。これによって給与収入160万円までは所得税が非課税になります。ただし住民税の基礎控除は43万円に据え置かれました。

配偶者控除や一般の扶養控除等の合計所得金額の要件は58万円以下に、勤労学生控除の合計所得要件は85万円以下にまで引き上げられます。また家内労働者等の事業所得の所得計算の特例は、必要経費に算入する最低保証金額は65万円に引き上げられます。また特定

給与収入相当	所得金額換算	基礎控除額		
		現在	令和7年分 令和8年分	令和9年 以降
200万円以下	132万円以下	48万円	95万円	
475万円以下	336万円以下		88万円	58万円
665万円以下	489万円以下		68万円	
850万円以下	665万円以下		63万円	
2545万円以下	2350万円以下		58万円	

親族特別控除が創設されます。扶養する19歳以上23歳未満の親族の年間合計所得が所得金額95万円（給与収入150万円相当）までは特定親族控除と同額の63万円、それ以上は所得金額123万円（給与収入約187万円相当）まで段階的に控除金額が減少する仕組みです。2年間限定で58万円から上乗せの措置が行われます。合計所得金額が給与収入475万円相当以下なら88万円、665万円相当以下なら68万円、850万円相当以下は63万円になります。

今回の改正で課税最低限が引き上げられたことは良いことですが、個人事業主では基礎控除が10万円だけ引き上げられただけになりました。給与収入で160万円以下が課税最低限となりましたが、欧米などでは商工新聞で報道された通り200万円前後です。さらに2年間の時限措置で段階的に基礎控除が減額される仕組みは、簡素であるべきとされる税制においては不適切です。特に個人所得税はすべての国民が関わる税制のため、より簡素であることが求められます。1年限りの制度でしたが定額減税も記載計算漏れが起きています。また減税される金額は単身世帯では2万円から3万円、夫婦共働きでは4万円程度と与党も試算していますが、急激な物価高に対しては非常に不十分です。すべての国民に恩恵があり消費と景気を回復させるためにも、消費税の減税こそ急務です。

伝言板

記帳会

4月20日(日) 10時00分 民商会館
5月11日(日) 10時00分 民商会館

持ち物 記帳に必要な用紙(ノート等) もしくはパソコン
伝票や領収書、請求書、事業用の預金通帳など原始資料
紙のノートやパソコンどんな記帳方法でも構いません。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！